

令和3年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和3年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏名 | 備考 |
|---|---|----|-------|----|
| ○ | | 1 | 佐藤新一 | |
| ○ | | 2 | 浅井典裕 | |
| ○ | | 3 | 森山武郎 | |
| ○ | | 4 | 金井藤郎 | |
| ○ | | 5 | 小岩孝徳 | |
| ○ | | 6 | 小西正春 | |
| | ○ | 7 | 星美喜雄 | |
| ○ | | 8 | 中澤正規 | |
| ○ | | 9 | 井上昭 | |
| ○ | | 10 | 今井涉 | |
| ○ | | 11 | 蕪澤芳子 | |
| | ○ | 12 | 大家市衛 | |
| ○ | | 13 | 吉田富美男 | |
| ○ | | 14 | 櫻井信夫 | |
| ○ | | 15 | 姉崎幸男 | |
| ○ | | 16 | 井口恒一郎 | |
| ○ | | 17 | 浅井守雄 | |
| ○ | | 18 | 桑原正文 | |
| ○ | | 19 | 上村喜久雄 | |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏名 | 備考 |
|---|---|------|----|
| ○ | | 松井正人 | |
| ○ | | 星野郁子 | |
| ○ | | 山之内勉 | |
| ○ | | 桑原剛史 | |

令和3年度

第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年4月26日

| 日程 | 議案番号 | 付議事件 |
|----|---|--|
| | | 開会宣言 13 時 31 分 |
| 1 | | 報告事項 会務報告 部会報告 |
| 2 | | 議事録署名委員の指名について 3 番 森山 武郎 委員 4 番 金井 藤郎 委員 |
| 3 | 報告第1号 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 4 | 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 | 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について |
| 5 | | その他 |
| | | 閉会宣言 14 時 20 分 |

令和3年度 第1回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第1回魚沼市農業委員会総会は、令和3年4月26日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号7番星美喜雄議員、議席番号12番大家市衛委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時31分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

今日はこの総会終了後、第1部会では部会を開催したいと思いますので、第1部会の方は全員参加をお願いします。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は特に報告事項はございません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会についても報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項につきまして、皆様方からご質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号3番森山武郎委員及び議席番号4番金井藤郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は27件の届出がありました。主な解約の理由は賃借人側の事情によるものとなっております。整理番号1番以下労力不足のため、体調不良のためとの理由が大半となっております。整理番号7番に第三者に貸借するためとの理由がありますが、解約時点で次の賃借人が決まっていたことによります。具体的な原因は、賃借人の高齢化によるものです。そのほか、整理番号21番のほかの事案につきましては、総会議案作成時点では、次の賃借人の把握に至っておりませんでした。順次、次の耕作者が決まりつつある状況にあるものと思われれます。詳細については事前配布のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

ただいま、事務局の説明がありました。内容等につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたし

ます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は30件受理し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

浅井守雄委員

整理番号10番なんですけれども、前々回の会でも指摘をしたものですが、平成8年という長きにわたって相続をされていないということで、失念をされていたのかなと思っておるんですけれども、農業委員会だけではなくて、今度は行政全般にわたってのフォローが大事なのではないかと考えております。つまり、死亡届等を出すときの市民課の一声で農地のほうの相続もお願いしますとか、あるいは税務関係で、台帳関係などそうした方面からのアプローチとか、そうした方策はどのようにお考えでしょうか。

事務局（松井事務局長）

前回、浅井委員のほうからご指摘をいただきましたので、市民課と調整いたしまして、死亡の届け出においていただいたときに、農業委員会事務局にも連絡をいただいで、書類を提出していただくように改善いたしました。それで今回はだいぶ件数が増えている状況になっております。今後、徐々に改善されていくかと思っております。

議 長（上村会長）

先般も前局長のほうからも話がありましたけれども、いずれにせよ行政の窓口と連携して進めることで、今後は対応していただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

浅井守雄委員

了解です。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特になさいますので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、贈与2件、合計3件です。

整理番号1 申請地 **** 田ほか1筆 合計 719 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 全体で **** 円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は申請地が自宅から離れているため、耕作不便であり、耕作者を探していたところ、譲受人との売買の相談がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2番と3番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号2 申請地 **** 畑 272 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 贈与

整理番号3 申請地 **** 畑ほか2筆 合計 41.17 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。整理番号2番の申請地は隣接地が譲受人の耕作地であり、整理番号3番の申請地は譲受人の自宅近くにありまして、耕作しやすいため、譲渡人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有してお

り、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番、2番及び3番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、4月24日に現地を確認にまいりました。まだ早いということで、耕運はなされておりましたが、譲受人であります*****さんは認定農業者でもあり、これからも耕作をされていくものと思います。詳細につきましては事務局のとおりでございます。

今井渉委員

整理番号2番、3番ですが、4月22日午後1時に*****さん宅にて集合しました。私と推進委員の瀬下さん、譲渡人の*****さん、譲受人の*****さんの4人で現地を確認いたしました。農地はいずれも*****さんの農地の隣であり、問題がないかと思えます。内容については事務局の説明のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号2番、3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番、2番、3番については異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件となっております。

| | | | | |
|-------|------|-------------------------|-------|-----------------------|
| 整理番号1 | 申請地 | ***** | 田ほか1筆 | 合計 157 m ² |
| | 農地区分 | 第三種農地 | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 売買 | |
| | 譲渡人 | ***** | | |
| | 譲受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 花壇及び家庭菜園 | | |
| | 転用目的 | 花壇及び家庭菜園敷地 | | |
| | 判断理由 | 申請地の概ね300m以内に*****があるため | | |

申請地は*****地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、冬期は雪捨て場に、冬期以外は花壇及び家庭菜園として利用するため申請があったものです。

| | | | | |
|-------|------|-------------------------|----|--------------------|
| 整理番号2 | 申請地 | ***** | 田 | 104 m ² |
| | 農地区分 | 第三種農地 | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 売買 | |
| | 譲渡人 | ***** | | |
| | 譲受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 一般住宅敷地の拡張 | | |
| | 転用目的 | 一般住宅敷地 | | |
| | 判断理由 | 申請地の概ね300m以内に*****があるため | | |

申請地*****地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、冬期は雪捨て場に、冬期以外は家庭菜園として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番、2番ですが、この件につきまして、昨日現地を確認してきました。

*****さんの場合は、自分の土地の両側でして、今までも*****さんが一部管理していたというようなことで、何ら問題ないと思います。

また、*****さん、*****さんと親子の関係で隣に家があるわけですが、この家の裏の敷地を拡張するというので、特に問題はないと思います。

議 長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番、2番ともに異議なしと認め許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書17ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。

今月は16件、29筆、8,072.52㎡となっておりますが、実申請者は2名となります。

1名の方は整理番号1の

もう1名の方は整理番号2の

となりますが、いずれの方も代理人を

*****としております。

以下、個別にご説明いたします。同様の記載事項も多くなりますので、申請者住所につきましては割愛させていただきます。

また、土地の所在は*****となります。

なお、現況地目において既に農地以外となっている土地もありますが、確認願において申し出の新地目と相違する土地があることから今回一連の確認願16件について、一括同様の取り扱いとしたものです。

整理番号1 申請地 **** * 畑 122 m²
 新地目 原野
 申請者 ****
 非農地の原因 傾斜面となっており、昭和年月日不詳により農地で
 なくなってから30年以上経過し農地として復元す
 ることが困難なため

整理番号2以降の非農地の原因につきましても、年月日不詳により長年にわたり
 耕作放棄の状況であり、山林化・原野化しているため、農地として復元することが
 困難な状態となったものですので、説明は割愛させていただきます。

整理番号2 申請地 **** * 畑 110 m²
 新地目 原野
 申請者 ****

整理番号3 申請地 **** * 畑 1,029 m²
 新地目 原野
 申請者 ****

整理番号4 申請地 **** * 畑ほか1筆 合計61 m²
 新地目 原野
 申請者 ****

整理番号5 申請地 **** * 田 108 m²
 新地目 原野
 申請者 ****

整理番号6 申請地 **** * 畑ほか3筆 合計1,468 m²
 新地目 原野
 申請者 ****

整理番号7 申請地 **** * 畑 109 m²
 新地目 原野
 申請者 ****

整理番号8 申請地 **** * 畑ほか2筆 合計855 m²
 新地目 山林
 申請者 ****

整理番号9 申請地 **** * 畑ほか2筆 合計1,110.52 m²
 新地目 山林
 申請者 ****

整理番号10 申請地 **** * 田ほか3筆 合計2,295 m²
 新地目 山林
 申請者 ****

整理番号 11 申請地 **** * 田ほか 1 筆 合計 59 m²
新地目 原野
申請者 **** *

整理番号 12 申請地 **** * 田 34 m²
新地目 原野
申請者 **** *

整理番号 13 申請地 **** * 畑 261 m²
新地目 原野
申請者 **** *

整理番号 14 申請地 **** * 畑 99 m²
新地目 原野
申請者 **** *

共有地の地目変更についてですが、民法 252 条 (共有物の管理) ただし書きに「保存行為は各共有者がすることができる」とされていることによります。
整理番号 16 についても同様となります。

整理番号 15 申請地 **** * 畑ほか 1 筆 合計 161 m²
新地目 原野
申請者 **** *

整理番号 16 申請地 **** * 畑 191 m²
新地目 原野
申請者 **** *

以上、今回の事案につきましては昨年の 8 月 27 日に現地確認を行っております。
その状況から変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長 (上村会長)

議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号 14・16 番ですが、保存行為ということで持分の分だけ事実確認を行うということですか。

事務局 (山之内副参事)

いいえ。民法 252 条では共有物の管理は共有者の 1 名であればその物件について、今のものであれば地目変更について申し立てできるということになっています。

中澤正規委員

全体の面積ができるということですか。

事務局（山之内副参事）

はい。

中澤正規委員

同意がなくても。

事務局（山之内副参事）

はい。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

中澤正規委員

はい。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から16番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（桑原主任）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、編入4件及び除外1件の依頼がありました。最初に編入について説明いたします。

| | | |
|-------|------|---|
| 整理番号1 | 申請人 | 魚沼市今泉1488-1 魚沼市土地改良区 |
| | 申請地 | 別紙1「編入土地一覧表（中家・池平地区）」のとおり 合計 340筆 69,441.29㎡ |
| | 変更理由 | 県営経営体育成基盤整備事業（中家・池平地区）施工に伴う編入 |

申請地は圃場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地・道水路等を農用

地区域に編入することについて意見を求められたものとなっております。

整理番号2 申請人 魚沼市今泉 1488-1 魚沼市土地改良区
申請地 別紙2「編入土地一覧表（上原地区）」のとおり
合計 8筆 787.8 m²
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（上原地区）施工に伴う編入

申請地は圃場整備事業施工に伴い、申請地域内の農地・水路を農用地区域に編入することについて意見を求められたものです。

整理番号3 申請人 魚沼市今泉 1488-1 魚沼市土地改良区
申請地 別紙3「編入土地一覧表（干溝地区）」のとおり
合計 58筆 4,943.32 m²
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（干溝地区）施工に伴う編入

申請地は圃場整備事業施工に伴い、施工地域内の農地・道水路等を農用地区域に編入することについて意見を求められたものです。

整理番号4 申請人 魚沼市明神 2576-2 上稲倉集落協定
申請地 別紙4「編入土地一覧表（上稲倉地区）」のとおり
合計 24筆 22,830 m²
変更理由 中山間地域直接支払制度実施に伴う編入

申請地は中山間地域直接支払制度実施に伴い、明神地域の対象農地を農用地区域に編入することについて意見を求められたものです。

続いて、除外についてです。

整理番号5 申請人 ****
変更申請土地 **** 田 160 m²
変更理由 一般住宅用敷地を拡張するための除外
申請地は青島地内の農地です。申請人は自宅に隣接する申請地を取得し、冬期は雪捨て場に、冬期以外は花壇及び家庭菜園として申請地を転用するため、除外の申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号1番から5番まで、意見のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の35ページをご覧ください。

日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

| | | |
|---------|----|-------------|
| 利用権（設定） | 件数 | 58件 |
| | 筆数 | 178筆 |
| | 面積 | 171,213.04㎡ |

所有権移転はありません。

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（松井事務局長）

- ・令和2年度第13回総会議案書議案第5号の差し替えについて
- ・年間行事計画表について
- ・新潟農地を生かし、担い手を応援する運動推進要領について
- ・新潟県農業会議からの送付資料について
- ・農地法関係事務処理要領の一部改正について
- ・全国農業新聞への記事の寄稿について

議 長（上村会長）

本日の提案の報告また議案事項につきまして、それぞれ審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 20 分）

上記会議の内容は、令和 3 年度第 1 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
